

公立大学法人横浜市立大学における大学発ベンチャー企業を対象とした
収益を伴う事業の対価として取得する株式等取扱要綱

制定 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学発ベンチャーの支援に関する規程(以下「ベンチャー規程」という。)に基づき公立大学法人横浜市立大学(以下「本法人」という。)として支援を行うベンチャー企業(以下「本学発ベンチャー企業」という。)、また、これにより得た収入で次の社会実装が可能な研究内容や成果の育成及び促進に資することを目的として、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成31年1月に施行)及び「研究開発法人及び国立大学法人等による成果活用事業者に対する支援に伴う株式又は新株予約権の取得及び保有に係るガイドライン」(平成31年1月内閣府・文部科学省発行)」に基づき、本学発ベンチャー企業を対象とした収益を伴う事業の対価を株式等で取得する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「知的財産権」とは、公立大学法人横浜市立大学の発明等に関する規程(平成17年4月1日規程第76号)第2条に規定するものをいう。
- (2) 「研究成果有体物」とは、公立大学法人横浜市立大学成果有体物取扱規程(平成17年4月1日規程第78号)第2条第1項に規定するものをいう。
- (3) 「収益を伴う事業」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第21条第2項に規定する業務をいう。
- (4) 「株式等」とは、株式及び新株予約権をいう。
- (5) 「補償金」とは、公立大学法人横浜市立大学の発明等に関する規程(平成17年4月1日規程第76号)第9条第1項に規定するものをいう。

(株式等の取得要件)

第3条 本法人は、本学発ベンチャー企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、収益を伴う事業の対価を株式等で収納することができるものとする。

- (1) 当該大学発ベンチャーの事業の有望性が高いこと。
- (2) 現金による支払いを免除又は軽減することが、当該大学発ベンチャーの経営の加速のために特に必要と認められること。
- (3) その他対価を株式等とすることが適切な状態であると次条における審議を経て理事長が認めたとき。

(審議・取得の決定)

第4条 収益を伴う事業を現金に代えて株式等で取得しようとする本学発ベンチャー企業の代表者(以下「申請者」という。)は、株式等による収益事業対価支払申請書(別記様式第1号)により理事長に申請するものとする。

- 2 理事長は、前項の申請があったときは、研究・产学連携推進センター（以下、「センター」という。）に当該申請についての審議を付議するものとする。
- 3 センターは、理事長の付議があったときは、関係部局へ連絡をしたうえで当該申請内容について審議を行い、その結果を理事長に報告するものとする。また、センターは必要に応じて外部有識者に申請内容について、収益事業の妥当性等を諮問することができる。
- 4 理事長は、前項の報告を受けたときは、当該報告を踏まえ、申請の承認又は不承認の決定を行い、その結果を申請者に通知（別記様式第2号）するものとする。

（契約）

第5条 前条第4項により株式等の取得が決定した場合、株式等の取得等について規定した契約書を取り交わし、当該株式等を取得するものとする。

（新株予約権の管理・行使）

第6条 前条の規定により新株予約権を取得した場合、当該新株予約権の管理については、本法人は組織の利益相反マネジメントを徹底し、インサイダー取引の回避に最大限努力しなければならない。

- 2 当該新株予約権を行使する際は、当該新株予約権の行使が適当であるかについては、本学内の会議にて審議するものとする。ただし、行使に係る事務は取得時の事務と同じとすることはできない。
- 3 新株予約権の本法人が指定する金融機関にその処分を預託することができる。
- 4 前項の規定に限らず、本法人が指定する場合は、新株予約権を行使前に売却することを妨げない。
- 5 新株予約権の権利行使、権利の変更又は処分（放棄を含む。）等を本学発ベンチャー企業から求められた場合は、センターにて審議の上、適切に対応を行うものとする。

（権利行使上の留意点）

第7条 本法人は、前2条の規定により取得した株式等に基づく剰余金の配当を受ける権利等、当該本学発ベンチャー企業から経済的利益を受けることを内容とする権利について、行使することができる。

- 2 本法人は、前2条の規定により取得した株式等に基づく株主総会における議決権等、当該本学発ベンチャー企業の経営に参加し又は業務執行の監督・是正を行うことを内容とする権利について、原則として行使しない。ただし、当該権利を行使しないことが本学発ベンチャー企業の経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる場合その他例外的かつ緊急避難的な場合については、この限りでない。

（株式等の売却）

第8条 本法人は、第5条の規定により取得した株式が公開株である場合は、第6条同様に組織の利益相反マネジメントおよびインサイダー取引の回避を行う必要があることから、本学が指定する金融機関に株式等の管理および有価証券処分信託、株式処分信託等による行使を預託することができる。ただし、以下を預託に係る契約の中の基本的条項に入れるものとする。

- (1) 本法人が想定する、当該収益を伴う事業の実施の対価について、事前に本法人

から金融機関に通知し、収益を伴う事業の対価として取得した株式について、換金可能な状態になった時点では、当該株式の価額が当該収益を伴う事業の実施の対価に見合わない場合は行使しない。

(2) 一斉かつ大量に売却することで当該株式の急激な価値の下落を招くおそれがある場合は行使しない。

2 前項の規定は、未公開株を公開前に売却することを妨げない。

(インサイダー取引の防止)

第9条 第6条および第8条のとおり、組織としてのインサイダー取引については、外部金融機関への預託により防止する。

(補償金)

第10条 収益を伴う事業の対価として株式等を取得した場合における補償金については、本法人がその株式等を換金し収入を得た場合に支払うこととし、その詳細は別に定める。

2 前項に関わらず、収益を伴う事業の対価として株式等を取得し本学発ベンチャー企業の取締役又は役員等、経営に深く関与する者の中に、第5条の契約に含まれる知的財産権の発明者等又は研究成果有体物の創作者（以下「発明者等」という。）が含まれている場合には、当該発明者等には本条に規定する補償金は支払わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

年　月　日

株式等による収益事業対価支払申請書

公立大学横浜市立大学理事長 殿

住所

名称

代表者名

電話番号

収益を伴う事業の対価として、下記の通り株式等による支払いを希望します。

記

1. 支払を希望する株式等の区分： 株式 新株予約権 (いずれかを選択)
2. 希望する収益を伴う事業（複数選択可）
 - (1) 知的財産権にかかる譲渡及び実施権の設定、実施許諾及び使用許諾
(希望する形態及び関連する特許登録番号等：)
 - (2) 研究成果有体物の提供及び使用許諾
(希望する形態及び成果有体物の名称：)
 - (3) その他（具体的に： ）
3. 2.において選択した、希望する収益を伴う事業と自社の事業計画との関連性
4. 申請区分（複数選択可）
 - (1) 対価に相当する現金を保有していない
 - (2) 対価を現金で支払うことによって資金繰りに窮する可能性がある
 - (3) 対価を現金で支払うことが経営に重要な影響を及ぼす可能性がある
 - (4) その他特段の理由がある
5. 4.の区分を選択した理由等

<申請書に添付する書類>

- ・会社概要及び事業計画書
- ・過去 5 年間の財務状況を示す書類
(※ 会社設立から 3 年以上 5 年未満の場合はその間の財務状況を示す書類。3 年未満の場合は、過去の財務諸表等の財務状況を示す書類に加え、今後 3 年程度の資金繰り計画書等。様式任意)
- ・その他、審議に必要と考えられる書類

年　月　日

企業名：

役職名：

代表者名： 殿

株式等による収益事業対価支払申請に対する通知

貴社より　月　日付で申請のあった「株式等による収益事業対価支払申請書」について、公立大学法人横浜市立大学における認定ベンチャーを対象とした収益を伴う事業の対価として取得する株式等取扱要綱第4条に基づき審議を行った結果について、以下のとおり通知します。

なお、審議内容や結果の理由についてはすべて非公開となります。

<審議結果> 承認 or 不承認

※以下は承認の場合に該当部分のみ記載

<承認内容>

- 承認する株式等の区分： 株式 新株予約権 (いずれかを選択)
- 承認する収益を伴う事業

■知的財産権にかかる譲渡及び実施権の設定、実施許諾及び使用許諾

(対象形態及び関連する特許登録番号等：)

■研究成果有体物の提供及び使用許諾

(対象形態及び成果有体物の名称：)

■その他 ()

公立大学法人横浜市立大学
理事長 ○○○○《公印省略》